

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更について

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月8日から季節性インフルエンザ等と同様の5類感染症に位置づけられることとなりました。政府からは基本的な感染対策など示されながらも、事業者や個人の判断による感染対策に委ねられることとなりましたので、当センターでの感染対策についてご報告させていただきます。

●体調確認●

ご利用前に体調確認をお願い致します。普段とは違う症状（発熱、咳、下痢など）が見られるときにはデイサービスをお休みして、かかりつけ医の受診をしましょう。感染症対策だけでなく病気の早期発見・治療を心掛けましょう。

【新型コロナウイルス感染症の場合】本人感染や同居者の感染時のお休み頂く期間も「感染者は10日間以上、濃厚接触の疑いがある場合は感染対策がとられてから5日間」を基本とさせていただきます。

●マスク●

マスクの着用は、会話や咳の際に感染性粒子を飛ばさないようにすること（他者を感染させないこと）、そして、周囲の感染性粒子を吸い込むことがないこと（自分を感染させないこと）が目的となります。他者を感染させない「思いやりマスク」を推奨します。



●手洗い、うがい●

手洗い、うがいは感染対策の基本となります。デイサービスでは「5月5日手衛生の日」に合わせて手洗いの職員研修を実施しました。



●換気●

デイサービスでは、多くの方が集まる場所であるため換気を継続して実施致します。電気代の高騰も心配ですが暑い季節を迎えますので、ご自宅では換気よりもエアコンの活用による熱中症予防を推奨します。

東棟 介護保険デイサービス

計算や漢字ドリルなどのマイペース脳トレ、川畑式脳活パズルなどに取り組み、進捗具合で表彰を行うことでモチベーションを上げながら活動しています。

西棟 障がい者デイサービス

デイサービスで取組むこと、頑張ることを決め実施出来たら「スマイルポイント」が貯まるという取り組みをしています。貯まったポイントは製作品などの景品に交換できることも楽しみになっています。